

平成31年2月定例農業委員会議事録

| | | |
|---------------------------------------|------------------------------|---------------|
| 1. 日 時 | 平成 31 年 2 月 26 日 午後 1 時 30 分 | |
| 2. 場 所 | 松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル | |
| 3. 農業委員の出席状況 | (○出席 ㊟欠席 ㊦遅刻 ㊧早退) | |
| ○ 1 番 伊藤 薫 | ○ 2 番 吉永 守 | ○ 3 番 柿山 享 |
| ○ 4 番 大久保 純三 | ○ 5 番 武部 文男 | ○ 6 番 大川内 満舎信 |
| ○ 7 番 松尾 奈津子 | ○ 8 番 田中 康 | ○ 9 番 崎田 隆 |
| ○ 10番 吉原 順穂 | ○ 11番 益本 徳市 | ○ 12番 梶山 達男 |
| ○ 13番 田中 晴美 | ○ 14番 山本 鉄美 | ○ 15番 松永 敬資 |
| ㊟ 16番 藤川 吉生 | ○ 17番 崎村 康子 | ○ 18番 瀬川 伸清 |
| ○ 19番 山川 重晴 | | |
| 出席農業委員数 18名 在任委員の過半数に達しているため、本会は成立した。 | | |
| 4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員) | | |
| ○ 大久保 耕次 | ○ 安永 光男 | ○ 岩木 保徳 |
| ○ 松永 勝也 | ○ 松瀬 義之 | ○ 大石 裕 |
| ○ 鈴立 企一 | ○ 百枝 純治 | ○ 萩原 健詞 |
| ○ 村田 勝美 | ○ 立山 義典 | ○ 早坂 勇 |
| ○ 松尾 和広 | ○ 紙本 政信 | |
| ○ 川下 實 | ○ 吉田 政明 | ○ 北川 廣海 |
| 5. 農業委員会以外の出席者 | | |
| 6. 事務局職員の出席者 | | |
| 局 長 眞弓 朋治 | 次 長 森田 俊行 | 係 長 辻田 三代子 |
| 主 任 瀬尾 幸久 | 主 任 川村 和夫 | 副主任 前川 祐樹 |
| 7. 議 長 | 山 川 重 晴 | |
| 8. 議事録署名委員の指名 | | |
| 4 番 大久保 純三 | 6 番 大川内 満舎信 | |

皆様こんにちは。早いもので2月も今週で終わろうとしております。

朝夕はまだ寒さが続いておりますが、今年は雪が積もることもありませんでした。昼間は、暖かくなり、少しずつ春が近づいているような感じがいたします。早期水稲栽培の地域では、これから田植の準備が始まり、忙しい時期を迎えられます。健康管理、そして、農機具等の取扱にも注意されまして、事故にあわないよう、ご注意をお願いしたいと思います。

いよいよ、残り1か月で委員の皆様の任期1年目が過ぎようとしておりますが、昨年の4月に決定いたしました農業委員会の目標につきまして、現時点での実績についてお知らせをいたします。

まず、農地の利用集積でございます。30年度の目標は、担い手への集積が695haから725haと30ha増やす計画でしたが、目標値に対し、12月末現在で770haの集積が完了しており、目標値を超えております。年度初めに設定した委員一人当たりの集積目標が2haでしたので、37名で74haを設定しておりましたが、1月までの契約の実績では、新規契約が74.2ha、再設定が70.3haで、合計144.5haで、約倍の実績で目標はすでに達成しております。

また、農地中間管理事業による契約は、目標値が40haとなっておりますが、竜尾川土地改良区3工区27.5haの内、19.5haの集積で、71.02%の実績、志佐川土地改良区2工区20.9haの内、17.6haの集積で集積率83.98%の実績が出ており、その他の機構契約分と合わせて、46.12haでこれも目標値を上回る成果が出ております。

次に、遊休農地の解消についてですが、4月現在の統計上の管内農地面積2,145haの内、遊休農地面積は、A分類4.85ha、B分類77.12ha、合計81.97ha、A分類の遊休農地の割合は0.23%でした。この内、年度内に0.9haの遊休農地を解消する目標を立てておりましたが、実績では、3.0haの遊休農地の解消となっております。詳細につきましては、12月末現在で、管内農地面積は統計上で2,145ha、A分類の遊休農地面積が3.85ha、B分類が93.25haの合計97.1ha、A分類の遊休農地の割合は0.18%となっております。A分類の解消面積は30,407㎡、B分類への移行が、11,740㎡、増加が20,885㎡で、A分類は減少しておりますが、B分類の耕作放棄地が増えたこととなります。適正な非農地処理につきましては、15haの目標値に対し実績値は2.1haでまだ達成できておりません。現在、B分類の遊休農地93.25haの内管理者不明の農地を除いた約70ha、対象者510名に対し、非農地通知の事前通知の発送を準備しております。おおむね50haについては3月の総会には非農地通知の議案の上程が出来ると考えております。

また、農業者年金の新規加入者の確保につきましては、2名の目標値でございましたが、目標どおり2名の加入ができましたので目標を達成しております。

次に農業新聞ですが、112部の維持が目標で、現在122部で目標達成ですが、委員さん1人当たり1部以上の新規購読者確保につきましては、1名の松永敬資委員からのみで、ほかの方については達成されておられません。残り1か月ですが協力をお願いします。

最後に、担い手の確保でございますが、5経営体の確保を目標に対し8経営体の確保ができており、目標は達成しております。具体的には、御厨

地区でA氏が葉たばことブロッコリーで、B氏が、露地野菜で新規就農されております。また、星鹿地区ではC氏が施設トマトと繁殖肉用牛で、志佐地区ではD氏がお茶で、今福地区ではE氏が酪農で、また、F氏が露地野菜で就農されております。福島地区ではG氏がアスパラガスで、鷹島地区では、H氏が、葉たばこで就農されております。なお、認定農業者数につきましては増減があっており、1月末現在で167名と、昨年度末の168名から1名減少しております。従来からすると、減り方は少なかったということです。

以上が現時点での農業委員会の目標と実績でございますので、ご承知いただければと思います。

それでは、山川会長のご挨拶を受けまして、2月の定例会に入りたいと思います。

会 長

皆様、こんばんは。本日は、ご多忙の中、ご出席いただきありがとうございます。今、局長の方から、実績について報告したわけですが、5つの事業を掲げて1年間取り組んできたわけですが、現在の所、全ての事業について達成するというところでございます。皆様のご努力に対して、厚くお礼を申し上げます。特に今回は、今まで目標達成したことが無かった農業者年金について、目標達成ということで、農業者年金の推進に当たっていただきました皆様に、お礼を申し上げます。

それでは、議案に入っていきたいと思っております。農業委員の藤川委員から欠席届が出ております。また、今お見えになっていない松田委員以外の推進委員の皆様にご出席いただいております。

次に、本日の議事録署名人の指名をさせていただきます。4番 大久保委員、6番 大川内委員に議事録署名人をお願いいたします。

では、各種報告から入らせていただきます。

事務局

各種報告に入ります。総会資料1ページをご覧ください。農地移動適正化あっせん事業報告でございます。

1件目は、平成31年1月17日にあっせんの申出があった分です。申出人は記載のとおり、相手方は決まっておりません。種類は売買、対象地が志佐町赤木免の3筆で地目は田、合計面積が5,892㎡です。

2件目は、記載の申出人からあっせんの申出があった分ですが、この分につきましては、12月13日付けであっせんの申し出がありましたが、隣接する農地も一緒をお願いしたいという申出がございまして、平成31年1月23日に一旦取り下げられ、同日付けであらためて2筆でのあっせんの申し出があった分になります。

3件目は、平成31年2月4日にあっせんの申し出があった分です。申出人は記載のとおり、相手方は決まっておりません。種類は売買、対象地が御厨町前田免の2筆で地目は田、合計面積が1,393㎡です。

以上3件につきまして、あっせん委員の決定をお願いいたします。

議 長

それでは、あっせん委員の指名をさせていただきたいと思っております。

先ずは、1件目は、所在地が赤木免でございますので、萩原委員と鈴立

委員にお願いをしたいと思ひます。2 件目の申出の分は、星鹿町岳崎免でございませうので、松瀬委員と松田委員にお願いしたいと思ひます。次の申出の分でございませうが、こちらは御厨町前田免でございませうので、松田委員と大久保耕次委員にお願いしたいと思ひます。

お世話掛けませうが、よろしくお願ひします。

事務局

続きませうして、農地改良届の受理報告についてご説明いたします。届出人が記載のとおりでございませう。農地の表示が鷹島町中通免、地目は田、面積は 610 m²、改良事由は公共工事の残土を利用して、嵩上げを行い畑として耕作するもので、工法概要は 1.4m の盛土を行うようになつておひます。届出人が記載のとおりで、農地の表示が鷹島町中通免、地目は田、面積は 2,172 m²でございませう。改良事由は公共工事の残土を利用して、嵩上げを行い耕作するもので、工法概要は 1.0m の盛土を行うようになつておひます。届出年月日、受理年月日、現地調査はいずれも平成 31 年 1 月 31 日でございませう。

次に、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（合意解約）について、ご説明いたします。

1 件目は貸人、借人が記載のとおり、農地の所在が鷹島町中通免の 2 筆で地目は田、合計面積 7,069 m²で、通知年月日が平成 31 年 1 月 28 日、平成 31 年 2 月 4 日受付です。平成 27 年 2 月 27 日から平成 32 年 2 月 26 日までの 5 年の賃貸借契約となつておひましたが、借人の経営規模縮小による解約になります。

2 件目は貸人、借人が記載のとおり、農地の所在が調川町松山田免、字西 737 番 1 の 2 筆で地目は田、合計面積 2,577 m²で、通知年月日が平成 31 年 2 月 4 日、同日受付です。平成 22 年 12 月 28 日から平成 32 年 12 月 19 日までの 10 年の賃貸借契約となつておひましたが、計画どおりに耕作されないということで、借人の都合による解約になります。助成金の返還が発生いたします。

3 件目は貸人、借人が記載のとおり、農地の所在が御厨町上登木免の 2 筆で地目は畑、合計面積 1,120 m²で、通知年月日が平成 31 年 2 月 13 日、同日受付です。平成 21 年 2 月 26 日から平成 31 年 2 月 25 日までの 10 年の使用貸借契約となつておひましたが、借人の都合による解約になります。

< 申請事件の処理状況 >

農地法関係

平成 31 年 1 月分

| 条項 | 譲渡人(貸人) | 譲受人(借人) | 転用目的 | 申請面積 | 処理状況 |
|----|---------|---------|---------------|----------------------|-------------|
| 5 | 譲渡人氏名 | 譲受人氏名 | 農家住宅 | 496 m ² | H31.2.14 許可 |
| | 譲渡人氏名 | 譲受人氏名 | 一般個人住宅・漁業用作業場 | 973 m ² | H31.2.14 許可 |
| | 譲渡人氏名 | 譲受人氏名 | 発電用施設用地 | 1,328 m ² | H31.2.14 許可 |
| | 譲渡人氏名 | 譲受人氏名 | 発電用施設用地 | 3,115 m ² | H31.2.15 進達 |
| | 譲渡人氏名 | 譲受人氏名 | 発電用施設用地 | 1,559 m ² | H31.2.15 進達 |

<提案事件の集計表>

農地法関係

| 申請事由 | | 件数 | 面 | | 積 |
|------|----|----|--------------------|---|--------------------|
| | | | 田 | 畑 | 計 |
| 第3条 | 交換 | 2 | 918 m ² | | 918 m ² |

| 申請事由 | | 件数 | 面 | | 積 |
|------|-----------|----|----------------------|----------------------|----------------------|
| | | | 田 | 畑 | 計 |
| 第5条 | 一般個人住宅 | 1 | | 624 m ² | 624 m ² |
| | 資材置場 ※ | 1 | 1,351 m ² | | 1,351 m ² |
| | 資材置場及び駐車場 | 2 | | 531 m ² | 531 m ² |
| 計 | | 4 | 1,351 m ² | 1,155 m ² | 2,506 m ² |

※ 取下げ

農用地利用集積計画

| 権利の種類 | | 件数 | 面 | | 積 |
|-------|------|----|-----------------------|---|-----------------------|
| | | | 田 | 畑 | 計 |
| 所有権移転 | | | | | |
| 利用権設定 | | 5 | 18,395 m ² | | 18,395 m ² |
| | 賃借権 | 4 | 14,056 m ² | | 14,056 m ² |
| | 使用貸借 | 1 | 4,339 m ² | | 4,339 m ² |
| 計 | | 5 | 18,395 m ² | | 18,395 m ² |

意見書関係

| 申請事由 | | 件数 | 面 | | 積 |
|---------------------------|--|----|------------------------|----------------------|------------------------|
| | | | 田 | 畑 | 計 |
| 農用地利用配分計画(案)について | | 23 | 98,720 m ² | | 98,720 m ² |
| 時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案について | | 1 | | 433 m ² | 433 m ² |
| 農業振興地域整備計画の変更について | | 30 | 14,628 m ² | 7,977 m ² | 22,605 m ² |
| 計 | | 54 | 113,348 m ² | 8,410 m ² | 121,758 m ² |

承認関係

| 内容 | | 筆数 | 面 | | 積 |
|---------------------------------------------|--|----|---|----------------------|----------------------|
| | | | 田 | 畑 | 計 |
| 荒廃農地調査による農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの決定について | | 3 | | 6,835 m ² | 6,835 m ² |

議 長

各種報告が終わりましたが、皆様方からご質疑等ございませんか。

(質疑・意見等なし)

何もありませんね。

それでは、付議事項に入らせていただきます。

議案第6号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。

事務局

議案第6号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。

事件番号1番、2番併せてご説明致します。

事件番号1番の申請事由は、譲渡人から譲受人へ、事件番号2番の申請事由は、譲渡人から譲受人へそれぞれ近傍地の無償による交換であります。

事件番号1番の譲受人がする取得農地は、志佐町長野免、地目：田、459㎡、譲受人世帯の経営状況は耕作面積が12,509㎡、農従者は1名、譲受人の農業従事日数は年間150日となっております。

事件番号2番の譲受人が取得する農地は、志佐町長野免 地目：田459㎡、譲受人世帯の経営状況は耕作面積が5,898㎡、農従者は2名、譲受人の農業従事日数は年間150日となっております。

以上の状況により農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長

説明が終わりましたが、面積がほぼ同じなので、そのところがどうなっているのか、事務局に説明させます。

事務局

補足説明いたします。親の代から交換は既に終わっていたもので、通常でしたら時効取得になるわけですがけれども、相続を事件番号1の譲受人が行われていて、登記まで終わっています。親の代の時効取得をしようとする、一旦相続を取り消して、それから手続きを行わなければなりません。今の状態で所有権移転をするには3条申請しかないということになります。面積が同じになっている理由は、事件番号2の譲受人が作っておられる田をその面積きちんと切り取ってあります。国土調査が行われた時に調整が済んでおり、同じ数字になっています。

議 長

議案の説明が終わりましたので、先ず、地元委員の松永委員の意見をお聞きしたいと思います。

15番

15番 松永です。事務局より説明があったとおりであります。このお二方は、いとお同士であられまして特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いたします。

議長 地元委員さんからも、特に問題ないというようなご意見でございます。
ここで、皆様方からの質疑を受けたいと思います。この案件につきまして、何かご意見等はありませんか。

(意見等なし)

意見もないようでございますので、申請どおり許可することに異議はございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号は申請どおり許可することといたします。

次に、議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局 議案第7号農地法第5条の規定による許可申請について、申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。

最初に事件番号1番については、譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地は、志佐町里免の合計6筆、地目は田で合計面積1,351㎡で、転用の目的は、譲受人の事務所近傍に資材置き場が無いということでありまして、3名からの売買による所有権移転であります。土地造成は、合計1351㎡、建築物は倉庫1棟の木造鋼板葺平屋建1棟36㎡です。2月22日に地元委員さん、担当委員さんと現地調査を行って、議案も発送しておりましたが、冒頭説明がありましたとおり、官民との境界等法面等も含めて、未確定部分が一部残っているため、昨日付けで「今回の申請は、一旦白紙にします。取下げます。」という申出がありましたので、ご報告致します。

続きまして、事件番号2番について、調査した結果をご説明いたします。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲渡人は譲受人の義理の父になります。申請地は、鷹島町中通免、地目は畑、624㎡です。農地区分は、第3種農地区分となっております。転用の目的は、譲渡人から土地を購入し、譲受人が住宅建築用地に転用するものであります。こちらは、昨年8月の農業委員会において、農用地区域からの除外についての意見についてご審議いただいた案件が、今年1月8日に農振地区域からの除外が許可されましたので、その後の申請になります。添付資料として議案の33ページから37ページに位置図、字図、配置図、平面図、立面図をそれぞれ添付しております。転用する農地は624㎡ですが、周囲の土地より2~3mほど高いため、法面等を除くと有効面積は334.2㎡であります。用地への出入口部分は、今回の申請には含まれておりませんが、譲渡人の用地であり、地目は山林、譲受人の使用については、地役権を設定し、使用の承諾を得ているとのこと。また、申請地には隣接する農地はなく、雨水、生活雑排水につきましても、北側市道に測溝がないため、南側の譲渡人の自宅敷地内の測溝へ接続し、その後市道側溝へ接続するようにしておりますので、

周囲の農地への日照・耕作・道路水路への土砂の流出等影響はないと考えます。なお、譲渡人宅地内の側溝の使用承諾も得ており、流入量が増えても支障がないように対応することです。資金計画は、全額借入で金融機関からの資金証明書が添付されております。以上のことから、問題ないと判断いたしますので、ご審議よろしくお願いいたします。

続きまして、事件番号3番、4番について併せてご説明致します。現地の位置図を議案の28ページ及び38ページに、字図は39ページに、配置図は40ページに添付しております。申請地は、事件番号3番については、貸人はお兄様です。事件番号4番については、貸人は借人である会社の代表取締役。借人は、記載のとおりです。資材置場及び駐車場用地への転用申請であります。当該地は、昨年12月定例会総会の折、4条、5条でご審議頂いておりましたが、県担当課より無断転用に係る隣接地の追認許可が先に許可になってからでないと、同時に許可は認められない旨の連絡が入り、1月の定例会では、「申請事件の処理状況」の中で保留とさせて頂いておりました。また、譲受人が、個人の目的での転用なのか、会社が使用するための転用なのか、県担当課と協議、ご指導があり、今回このような申請内容に至った経緯であります。議案第7号事件番号3番、4番共、使用貸借を行うものであります。期間は、議案には30年間としておりましたが、発送後に20年間という修正がありましたので、修正方お願いいたします。申請地は、事件番号3番の方が御厨町池田免、地目：畑、264㎡です。事件番号4番の方が御厨町池田免、地目：畑、267㎡であります。合計面積は、531㎡です。

議案の申請地面積に上段下段2段書き表記しているのは、下段が台帳面積で上段のカッコ書きが概略実測面積であります。転用目的は2筆併せた状態で資材置場及び駐車場用地の計画で併用地（同時使用地）扱いの申請であります。用途別では、資材置場が244㎡、駐車場が393㎡ 11台の計画であり、それぞれの事業計画書が添付されております。農地の区分は、申請地が10ha未満の小規模団地内にある農地であり、第2種農地地区となります。第2種農地のため、代替地検討理由書が添付されております。当該地は、平成30年4月27日の定例会総会の折、議案第33号事件番号9番において、本市農林課から農業振興地域整備計画の変更について付託を受けてご審議頂き、異議ない旨回答をし、平成30年7月26日付で正式に農用地から除外になっていたところであります。申請地は、盛土を8番1の方は、最高で0.9m、最低で0.2m、8番2の方は最高で1.2m、最低で0.2m施し、法面保護が行われます。また、砂利舗装仕上げを行い、砂利が飛散しないよう施工する計画であります。雨水排水は、自然流下です。300㎡を超える土地の場合の開発協議について、松浦市環境保全条例における土地開発協議、市民生活課生活環境係からの決定通知も添付されております。資金計画は、全額自己資金で資金証明書が添付されております。以上の状況により、特に問題ないものと判断いたしました。

農地法第5条の規定による許可申請3件は以上のおりの内容であります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長

議案の説明が終わりました。まず、事件番号1については取下げという

ことですが、地元委員さんからもお話をお聞きしたいと思います。

推進委員 推進委員の大石です。21日に事務局、農業委員さんと現地確認を行いました。上の段に里の改良組合の機械が置いてある倉庫がありまして、その横に市役所の土地がありますが、そこが法面になっておりますので、去年の終わりごろから、立会いをしないと実測面積が出されないのではないですかと話しておりました。今回も、「境界立ち合いさしたですか」とお聞きしたところ、何もしてありませんでした。それから実測して月曜日までに提出は間に合わないのではないかなと思っていたところ、取下げということになっておりました。譲渡人の方も、代が変わってしまって分かられないんじゃないかなと思いました。それを、局長に言いましたところ、譲受人に話されて、「境界の確認をします」と言われていましたが、間に合わなかったのではないのでしょうか。以上です。

議長 ありがとうございます。取り下げの理由としまして、今、説明がありましたとおり、境界が不確定ということでございます。
次に、2について、地元委員の瀬川委員のご意見を伺いたいと思います。

18番 18番 瀬川です。事務局の方で説明がありましたとおりであります。以前の農振除外の折に北川委員から大変詳しく説明がっております。私の方で付け加えることはございませんが、この申請地というのは、国調前に本人が山を開墾して畑に成したもので、その後、畑灌の施設も埋設して、土地改革の受益地になっているんですが、あまり生産性の高い農地ではございません。現在もソルゴーを作られておりますが、ほとんど立派にできたことがないところでございます。そのような所を、宅地転用するわけですが、土地改良区の受益地から除外してもなんら問題ないと思います。周囲は、道路と本人さんの宅地で、影響を及ぼすことはありませんので、特に問題はございません。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。建物からの排水は、溜枡から逃すようにしてあるんですが、宅地内の雨水排水はどこに行くのでしょうか。

18番 18番 瀬川です。35ページに図面があるんですが、中ほどにあるんですが+1.668と数字があるところに矢印があります。このところに降りて行くようになります。

議長 雨水排水というよりも、建物の排水がここに行くようになっていきますけれども、敷地に降った雨水排水もここに落ちていくんですかね。

18番 18番 瀬川です。右側の方と、斜め左の方に自然流下となっております。道路の方には流れていきません。

議長 ほかには、害はないわけですね。

18 番 18 番 瀬川です。はい、ありません。

議 長 はい、それでは、事件番号 3, 4 番について地元委員さんからの話も聞きたいと思います。

事務局 いま、地元委員の松田委員と電話でお話をしてきました。別の会議があつて来られないということで、こちらの方で説明させていただきます。地元委員さんは、既に 4 回くらい立ち合っておられます。農業振興地域の除外、違反転用の件の時、そして今回の件ということで、4 回分見ていただいております。周辺には農地等もほとんどないということもありまして、ここを、駐車場や資材置き場にされても特に問題はないかなというお話でした。表面排水については、この奥が 15~6m 下がったがけ地のようになっていて、その下に豚舎があり、そちらの敷地になっています。その敷地との間はかなり広い排水路があるので、「問題はないでしょうね」というお話でした。また、「事業についても、この程度のものは必要であろうということで、お話をしたところですよ」ということでございました。

議 長 それでは、現地確認に行かれました委員さんからもお願いしたいと思えます。

3 番 3 番 柿山です。1 番と 2 番について説明したいと思えます。先ほど説明がありましたとおり、2 月 21 日に現地調査を行いました。1 番につきましては、譲受人と譲渡人の境界の立会いができていないということでした。昨日取り下げになったと聞いた次第です。2 番については、周囲の環境については問題はないと思えます。雨水排水については、水路が少し狭いようで、そこを広げればと私は思いました。以上です。

4 番 4 番 大久保です。続きまして、3 番、4 番についてご報告いたします。この件につきましては、大変詳しく事務局の方から説明がありました。現状を見る限りでは、駐車場にされるということで、しかもバラス敷きということでございまして、雨水排水自然流下ということで、また周辺にも問題になるような農地はありませんので、なんら問題はないと思えます。

事務局 事件番号 2 の件で、排水に問題があるのではないかと担当委員さんのご意見でしたが、譲渡人の下の家の排水溝ですが、汚水雨水排水溝がいくつかありますが、50mm と 100mm のものになっています。この 100mm の方に浄化槽排水と雨水排水を繋ぐということです。普通の浄化槽の径が 100mm ですので、十分に排水はできるということを確認させていただいております。

議 長 地元委員並びに現地確認に行かれた委員さんから、問題ないというご意見をいただきました。ここで、質疑を受けたいと思えます。この件に関して、皆様方からご意見等はございませんか。

5 番 5 番 武部です。事件番号 2 は鷹島で、都市計画区域ではないので、建築基準法上では接道義務は発生しないと思うのですが、この建物を使用していく上では進入路は絶対必要となってきますので、権利を与えてやらないと後々問題が出てくると思います。

事務局 進入路については、地役権が設定してあるということで、その権利を双方で確認し終わっているということですので、そこで道として使えるということになります。

議 長 この進入路に関しては、問題がありますので関係課や県とも打合せをしながら進めていきたいと思えます。

ほかに何かございませんか。

(意見等なし)

意見もないようでございますので、議案第 7 号につきましては、許可相当と意見を付して進達することに異議はございませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 7 号は、申請どおり許可相当と意見を付して進達するものとしたします。

次に、議案第 8 号 農地の一括贈与に係る証明願についてを議題といたします。

事務局 議案第 8 号農地の一括贈与に係る証明願についてご説明いたします。初めに贈与税の納税猶予制度について簡単にご説明いたします。贈与税の納税猶予とは、農業を営む者（贈与者）が、全ての農地を後継者（推定相続人の一人）に一括して贈与をした場合に、通常贈与を受けた際に課税される贈与税の納税を猶予する制度です。この猶予された贈与税は贈与者又は後継者のいずれかが死亡したときに免除されます。贈与者の要件として、農地等を贈与した日まで、引き続き 3 年以上農業を営んでいる個人であることとなっております。次に後継者の要件ですが、ひとつ目に贈与者の推定相続人であること、二つ目に農地等を取得した日の年齢が 18 歳以上であること、三つ目に農地等を取得した日まで引き続き 3 年以上農業に従事していたこと、四つ目に農地等を譲り受けた日以後速やかに、譲り受けた農地において農業経営を開始することになっております。以上のとおり納税猶予制度を活用した場合、通常は最終的に免除となりますが、もし途中で農業経営を廃止した場合や農地の売り渡し、貸付け、転用又は耕作の放棄があった場合には、猶予された贈与税の全部又は一部と、贈与時からの利子税を併せて納税することとなります。また、納税猶予の適用期間中は、3 年ごとに納税猶予の継続届出書を税務署及び県北振興局税務部に提出する必要があります。この提出を怠った場合も納税猶予が打ち切りとなり、納税する必要が出てきます。毎年 2 月に継続届の手続きを行っております。

が届出書の提出にあたっては、後継者が引き続き農業経営を行っている旨の農業委員会の証明書を添付する必要があります。

今回は、7 ページに添付しております納税猶予者の一覧表に記載の対象者について引き続き農業経営を行っているかご確認いただき、証明書を交付してよいかご審議いただきますようお願いいたします。以上でございます。

議長 議案の説明が終わりました。皆様方の担当地区の所を見ていただきたいと思えます。今の説明のとおり3年ごとに更新しなければいけませんけれども、条件としましては、農業経営を行っていることとなります。見ていただいて、間違いなければ更新の手続きを行いたいと思えますが、いかがでしょうか。自分の担当地区があれば見ていただきたいと思えます。

5番 5番 武部です。贈与税に関してですが、長い人で36年になりますよね。これは、ずっと続くのでしょうか。

事務局 これはですね、どちらかが亡くなるまで続きます。もし、やめたいと思えば、だいたい年間に積み立てただけの3パーセントの利子税を上乗せして猶予された税金を払って、はずすしかありません。最初5万円だったところが、20万円になったりしますので、どちらか亡くなるまで頑張って、農地を維持していただくことと、平成25年ぐらいから航空写真や現地を確認して、既に山林原野化していて、固定資産税の評価が山になっているところが散見されましたので、その部分は、農地ではないということで確定させて、税金を納めていただいております。ですから、実際に耕作されている農地を、今現在耕作されている部分を整理したものになります。既に農業をせずに山林原野化したところは、税金を納めてもらって、納税猶予の土地から外す作業が、ここ5年で全部終わっているような状況です。

5番 5番 武部です。農地で、そんなに贈与税がかかるものなんですか。

事務局 贈与を受けた時の価格なので、今は農地が安くなっていますけれども、贈与を受けた昭和50年代から60年代はまだ農地の金額が高い状況でした。それに、国税庁の方で、路線価等から判断した倍率表というものがあります。固定資産税の評価格に倍率表から出された3倍とか4倍の金額を実売価格として、その部分での評価をされて、それを全部計算した上で、税控除がありますので、控除した後の金額が、贈与税としてかかってきます。その税金について、ずっと利子税、毎年3パーセントなり6パーセントが積み重なっていくようになります。

5番 5番 武部です。農業者であるということは、軽減されているんですよね。

事務局 軽減税率ではありません。当初、評価額に対して倍率をかけてそれに贈与税がかかることとなります。

5 番 5 番 武部です。だいたいどれくらいですか。

事務局 贈与税は、少ない時は 5 パーセント、多い時は 40 パーセントぐらいまでの範囲があります。その中の、農地の面積によって金額は変わりますので、贈与を受けた金額が、いくらになるかということによって当たっていきます。その金額がベースになりますので、農地全体の評価によって、税率も変わります。ですから、通常の固定資産税の軽減税率とは全く関係ないことになります。あくまで、評価額にかかってくる贈与税になります。公定歩合によって、利子税の金額は変わります。昭和 50 年代から現在までの利子税は一覧表で所持しております。

5 番 5 番 武部です。これを続けられるということは何かメリットがあるんでしょうね。

事務局 亡くなられたら、贈与税を払わなくていいというメリットがあります。ちょうど、農業者年金の経営移譲年金をされる時に 60 歳で経営移譲しなければならぬんですけれども、農地を贈与するか使用貸借で子どもさんに貸すかという時に、贈与をされる方がかなりいらっしゃって、当時贈与を勧めていたみたいです。当時は、納税猶予による贈与しか方法がありませんでした。平成 19 年以降は相続時精算課税ができて、それが 65 歳以上の方しかできなかったのが、最近は 60 歳までに変更になったので、経営移譲で贈与しても、別の方法があるのですが、当時はそうするしかなかったもので、その時に贈与された方がずっと今でも繋がってきているということです。

考え方としては、譲り受けた時の農地をきちんと維持してくださいということです。

議 長 担当地区を見ていただいて、問題ないということであれば、こういう形で証明書を交付することといたします。

次に、議案第 9 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局 総会資料の 8 ページをご覧ください。議案第 9 号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定する、というものでございます。公告予定日を平成 31 年 2 月 27 日としております。9 ページに農用地利用集積総括表を添付しております。10 ページに賃貸借権新規設定分と使用貸借新規設定分の各筆明細を添付しておりますので、担当地区の委員さんのご確認をお願いします。

議 長 議案の説明が終わりました。ご自分の担当地区の分を見ていただきたいと思えます。

何かございませんか。

(意見等なし)

何もございませんね。それでは、ご意見もないようでございますので、計画どおり決定することといたします。公告予定を31年2月27日とさせていただきます。

次に、議案第10号 農用地利用配分計画(案)についてを議題といたします。

事務局

15ページをご覧ください。議案第10号 農用地利用配分計画(案)についてでございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、意見を求められましたので、意見書を提出するものがございます。16ページをご覧ください。公社からH氏に貸付ける分で、10年間の使用貸借契約になります。17ページに大浦宗子氏の経営状況を記載しておりますので、ご審議方よろしくお願いいたします。

議長

議案の説明が終わりました。この件につきまして、皆様方の方からご意見等はございませんか。

(意見等なし)

意見もないようでございますので、計画どおり決定することといたします。

次に、議案第11号 荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてを議題といたします。

事務局

荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定についてご説明いたします。

1件目になりますが、I氏からの申出によるものです。対象地は松浦市鷹島町阿翁浦免、地目は畑、面積は827㎡です。場所は島の北の方に位置するところです。野菜などを栽培していた畑ですが、耕作をやめ30年以上が経過しています。状況を確認しましたところ、雑木がかなり自生しており、山林化しているため、農地に復旧するには困難な状況と判断したところです。

続きまして、J氏からの申し出によるものです。対象地は、調川町平尾免字、登記簿地目 畑、4,561㎡、申し出地目は、山林であります。2月21日に地元委員の吉永委員さんと現地調査を実施しました。写真を見て頂いておりでございます。一部山林化しているところもありましたが、全体的にはすでに荒廃化しており、農地性はなく、原野化している状況でありました。

次の案件に移ります。K氏からの申し出によるものです。対象地は、調川町平尾免、登記簿地目 畑、1,447㎡、申し出地目は、山林であります。2月21日に地元委員の吉永委員さんと現地調査を実施しました。写真を見ていただいておりますとおり、一部昔使用されていた頃の牛舎跡が残ってお

りましたが、全体的には、すでに荒廃化しており、農地性はなく、原野化している状況でありました。今、映しておりますのは、申出人のお父様が、存命中に使っておられたとみられる牛舎が、今も形として残っているものであります。

以上今回は、鷹島町1件、調川町2件、いずれも農地性は認めがたい状況でありまして、議案資料20ページの一番右側の「可否別」では、3件とも「可」妥当だと思われるところです。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 議案の説明が終わりました。ここで地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。

まず、1件目を吉田委員にお願いします。

推進委員 推進委員の吉田です。今事務局から説明がありましたとおり、30年以上耕作されておらず山林化しております。また、所有者は、松浦には住んでおられませんので、農地に戻すことは不可能だと思いました。よろしくようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは調川2件についても地元委員さんのご意見をお願いいたします。

2番 吉永です。21日に現地を確認に行ってきました。福田さんのところは、かなり長い間何も作っておられません。下の方は、山林化しております。放牧をしてあったような感じになっております。猪がだいぶ悪さしているので、畑として再生はできんとじゃないかと思います。非農地にするのは仕方ないと思います。上の分は風力発電と太陽光発電の施設があります。ほかの所もそうなるんじゃないかと思っております。本人からは聞いておりませんが、業者の方がそう言っておられました。周りには影響はないものと思います。

それと、2件目の分です。ここは、ずいぶん昔に申出人の祖父が牛を飼っていて、牛舎を建てておられるんですが、手前の方は原野のようになっています。畑でも宅地でもありません。山林ですね、間に畑があって、そこに牛舎を建ててあるようです。道路側は、原野になっております。そして、その裏が畑になっておって、ほとんど雑木が密生しており、発電関係の業者が、木を伐採してあります。牛舎の関係で周りはコンクリートが施されており、畑に戻すのは無理だろうというふうに見ておりますので、よろしくようお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。今、地元委員さんからもご意見を伺ったところですが、この3件について農地から外すことはやむを得ないということでした。ここで、皆様から質疑を受けたいと思います。

4番 大久保です。これは、業者が来られ、その先が決まっている、となれば転用ではないですか。

事務局 牛舎があるので、一旦違反転用の手続きを取って、その後転用をしていただかないといけないかもしれませんね。

こちらを見てみると、一部宅地が入っていますが、非農地通知は、山林原野しかできないことになっておりますので、これは非農地通知は通らないと思います。2番目の分は、表土がはがれて、石がごろごろしている状態ですので、これは通るかも知れません。

3番目の分は、牛舎の裏側が境界であれば、非農地通知が可能になります。あくまで、県道側は山林ということなので、牛舎が山林部分に建っているとすれば非農地通知が可能だと思います。そういうことで、業者ではなく、所有者ともう一度立会いをしていただかなければならないと思います。

議長 2番目と3番目については、今回は保留にさせていただいて、調査の上問題なければ次回に度も出していただくということで、どうでしょうか。

委員 はい。

議長 それでは、2件目については、保留にして地元委員も含めて調査をお願いしたいと思います。

次に、議案第12号 松浦市農業委員会規則の一部を改正する規則(案)についてを議題とします。

事務局 総会資料の21ページをご覧ください。議案第12号 松浦市農業委員会規則の一部を改正する規則(案)についてご説明いたします。松浦市農業委員会規則(平成18年農業委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。第15条中「松浦市役所処務規程(平成18年松浦市訓令第1号)」を「松浦市文書管理規程(平成31年松浦市訓令第〇号)」に改める。附則としまして、この規則は、平成31年4月1日から施行するというようにしております。改正の理由としまして、松浦市の方に於きまして、松浦市文書管理規程を作るように予定されておりますので、それに伴いまして、これが処務規程に変わるものということで、15条に書いてある処務規程が松浦市文書管理規程ということに変わるものでございます。22ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。現在、第15条第2項が文書の收受、発送、編さん及び保管については別表第2によるほか、松浦市役所処務規程(平成18年松浦市訓令第1号)の例により処理しなければならないとなっておりますが、改正後につきましては、こちらの方が、文書の收受、発送、編さん及び保管については別表第2によるほか、松浦市文書管理規程(平成31年松浦市訓令第〇号)の例により処理しなければならないということで、改正するものでございます。内容につきましては、大きく変わることはございません。こちらの文言につきましては、松浦市処務規程が松浦市文書管理規程に変わる関係で、修正をお願いするものでございます。これを新しくしたものにつきましては23ページから添付しております。15条につきましては26ページの下から4行目3行目になりま

す。文書の処理ということで 15 条第 2 項に書いております、新しくなるものにつきましては、文書の收受、発送、編さん及び保管等については、別表第 2 によるほか、松浦市文書管理規程（平成 31 年松浦市訓令第〇号）の例により処理しなければならないということになります。こちらを決めていただいたら、今回 27 ページの最後の方の附則に、この規則は平成 31 年 4 月 1 日から施行すると書き加えるようになります。説明は以上でございます。今回〇号としておりますのは、まだ決まっておりませんので空欄とさせていただきます。公告の時には番号が分かりますので、その際には番号を記載した上で、公告をしたいと考えております。

議 長 議案の説明が終わりました。いま、説明にありましたとおり内容的にはほとんど変わりません。処務規程が文書管理規程に変わるということでございます。この件につきまして、何かご意見等はございませんか。

（ 意見等なし ）

よろしいですか。

委 員 はい。

議 長 それでは、案のとおり決定することといたします。

事務局 協議事項に入らせていただきます。

（ 以下 2 点について説明 ）

- ・アンケートについて
- ・耕作放棄地解消パンフレットについて

議 長 総括的に何か質問等はございませんか。

（ 質問等なし ）

それでは、次回の開催予定をお伝えいたします。次回の委員会は 3 月 27 日、15 時から市民ホールで開催します。これで 2 月の農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

<閉会の時刻>

15 時 35 分